

企業会計基準公開草案第 63 号 「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対する意見

2019 年 4 月 4 日

日本証券業協会

標記について、以下のとおり、意見を提出いたします。  
ご査収の上、宜しくご検討頂きますようお願い申し上げます。

質問	該当箇所	意見・要望
1	<p>（開発にあたっての基本的な方針に関する質問） 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p>公開草案の開発にあたっての基本的な方針には、国際的な会計基準との調和の観点から同意する。ただし、以下の点について配慮いただきたい。</p> <p>（1）開示対象者の範囲の限定 開示の範囲については一部限定するなど柔軟な対応をしていただきたい。</p> <p>①非金融業者 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 120-2 項においては、「特に金融商品を多数保有する金融機関において国際的な比較可能性が損なわれているのではないかとされていることを踏まえ、非金融業に関しては開示の対象範囲外とすることを検討すべきと考える。</p> <p>②非継続開示会社 公正価値の各レベル別の内訳の開示や評価技法等の詳細な情報を上場会社が投資家に情報提供することは、投資判断等を行うに当たっては有益であると考えられる。しかし、開示を前提としていない継続開示会社以外の財務諸表作成者（例：非上場会社）にとっては、開示に用いることを目的として、例示とはいえ第三者から評価技法やインプット内容の入手を求めることとなれば、財務諸表作成者にも過大な負担を強いることになると考えられる。そのため、非継続開示会社に関しても開示の対象範囲外とすることを検討すべきと考える。</p> <p>（2）適用時期等 例えばブローカー価格の使用や投資信託の取扱い等では一定の除外規定を設けつつ、経過措置が設けられている。そのように、「時価の算定に関する会計基準（案）」等の適用時期等についても、さらに柔軟な対応に関する検討を要すると考える。</p>

質問	該当箇所	意見・要望
3-1	<p>(時価の定義に関する質問)            本公開草案では、IFRS 第13号を基礎として、時価の定義を算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p>出口価格をもって時価とする考え方は、既に国際的にも定着した考え方であると思われる。            また、他の国際的な会計基準に基づく財務諸表との間で比較可能性を保つことに寄与すると考えるため提案に同意する。</p>
3-2	<p>(期間前1か月の平均価額に関する定めの削除に関する質問)            本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めを削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p>報告日時点現在の「出口価格」を用いる方がより合理的であると考えられることから、提案に同意する。</p>

質問	該当箇所	意見・要望
4	<p>(時価の算定単位に関する質問)</p> <p>本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によるとしています。一定の要件を満たす場合は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができますことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p>国際的な会計基準との調和の観点から、提案に同意する。また、金融商品の資産及び負債のグループを単位とした時価算定を認めない場合には、複数のデリバティブ資産及び負債について、自己又は相手方の信用リスクを反映するための評価調整（いわゆる CVA, DVA）が適切に行えなくなる懸念があることから、提案に同意する。</p> <p>ただし、「時価の算定に関する会計基準（案）」第 33 項が規定する「グループを単位として算定した時価の調整をグループ内の個々の金融資産及び金融負債の時価に配分する場合」の設例を示していただきたい。</p>
5	<p>(時価の算定方法に関する質問)</p> <p>本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p>国際的な会計基準との調和の観点から、提案に同意する。</p> <p>ただし、以下の点について配慮いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクの影響を反映するが、当該不履行リスクの変動に伴う負債の時価の変動部分を OCI 計上することを今後の金融商品会計基準の見直しの中で検討することを明示するべきと考える。</li> </ul>

質問	該当箇所	意見・要望
6	<p>(その他の取扱い)</p> <p>本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。</p>	<p>提案に同意しない。</p> <p>【同意しない理由】</p> <p>(1) 米国会計基準や IFRS との平仄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」第 42 項(1)には「当該第三者より、時価の算定に用いた評価技法とインプットの内容を入手する。」との記載がある。</li> <li>・しかし、同様の会計基準を先行導入している米国会計基準や IFRS では、このような記載は存在しない。この記載は、財務諸表を作成する企業に対して、ブローカー等から評価技法の詳細やインプットの具体的な数値の入手を義務付けられているとの誤解を招く可能性がある。また、ブローカー等は財務諸表作成者からヒアリングをされた場合には時価を提供できるケースがあると考えられるが、以下の理由から評価技法やインプットの内容を提供することは合理的ではなく、また実務対応も困難であるため、財務諸表作成者がブローカーから必ず入手できるという誤解を生まないようにしていただきたい。</li> <li>① 米国会計基準や IFRS においては、ブローカー等が評価技法の詳細や実際に使用したインプット等を財務諸表作成者に提供することを含め、入手した時価が会計基準に従って算定されているかを確認する方法については明示されていない。</li> <li>② 評価技法やインプットの内容は企業秘密等に該当するため、グローバルなポリシーや社内ルール等により開示を原則禁止するブローカー等も存在する。</li> <li>③ 仮にブローカー等から評価技法やインプットの内容を入手した場合であっても、財務諸表作成者が時価算定を再現することは必ずしも可能・容易ではない。</li> <li>④ 本協会がヒアリングを行った複数の協会員より、米国等における主な実務対応として以下のような現状報告を得ている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国等において、ブローカーは評価技法やインプットの内容を提供する実務を行っていない。</li> <li>・財務諸表作成者が、第三者から入手した時価が会計基準に従って算定されているかを確認するために、外部評価専門業者を用いる場合も見られる。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」第 42 項の趣旨明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」第 42 項の趣旨は、第三者価格の検証方法を我が国会計基準に記載することで財務諸表作成者による当該検証のためのガイダンスを提供することであると推察する。</li> </ul>

質問	該当箇所	意見・要望
		<p>・加えて、適用指針第 42 項の現行の書振りでは、企業が財務諸表を作成するために、ブローカー等から評価技法の詳細やインプットの具体的な数値の入手を義務付けられるとの誤解を招く可能性があると思料する。</p> <p>・上記の適用指針第 42 項の趣旨を踏まえつつ、こうした誤解を招く可能性を排除し、かつ、米国等における主な実務対応との乖離を埋めるものとして、適用指針案第 42 項(1)以降を一旦削除した上で、原案(4)①から④までに掲げられている手続きに、以下の 2 つの手続きを加えて例示列挙することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第三者から入手した相場価格が、当該第三者と取引可能な価格か、それとも参考価格（当該第三者と取引可能でない価格）に留まるものかを確かめる。取引可能な価格であれば、相場価格としての信頼性が相対的に高いものとして検討する。</li> <li>● 第三者から入手した参考価格については、企業が自ら策定した評価技法と入手したインプットにより算出した理論値と、当該価格とを比較し検討する。</li> </ul> <p>【その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるもの】</p> <p>・現行の日本の会計基準において運用されている「取引価額と時価の差額より生じる損益」（以下「取引日損益」という。）の取扱いが変更されるのであれば、税務上の取扱いも含め慎重な検討が必要と考える。</p>
7	<p>（市場価格のない株式等の取扱い）</p> <p>本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p>時価を把握することが極めて困難な有価証券の記載を削除することは合理的と考えられるため、基本的には同意する。</p> <p>ただし、デリバティブが内包された仕組債など、時価の把握が困難な債券についても取得価格の利用が許容されるよう配慮されるべきである。</p> <p>他方で、市場価格のない株式等についても時価の理論値を実務上算出して利用しているケースもあるため、現行行われている実務を否定しないような記載振りとしていただきたい。</p>
8-1	<p>（開示に関する質問）</p> <p>本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注</p>	<p>注記する開示項目(1)から(7)については、以下の観点から同意しない。</p> <p>開示項目(8)及び(9)の注記を求めないことについては同意する。</p> <p>【同意しない理由】</p> <p>① 非金融業者及び非継続開示会社（上場会社の子会社等を含む。）に適用する合理性</p>

質問	該当箇所	意見・要望
	<p>記を求めることを提案しています。一方で、上記の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p> <p>※【参考】開示項目の注記項目&lt;事務局追加&gt;</p> <p>(1) 時価のレベルごとの残高 貸借対照表又は注記のみで時価評価するレベル2の時価又はレベル3の時価の金融商品</p> <p>(2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明</p> <p>(3) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用の変更の旨及びその理由貸借対照表において時価評価するレベル3の時価の金融商品</p> <p>(4) 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報</p> <p>(5) 時価がレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高か</p>	<p>・ 開示要求全般に関して、上場会社の子会社等においては非適用とし、従前の「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」による開示のレベルを維持することを検討していただきたい。</p> <p>・ 上場会社の連結財務諸表又は個別財務諸表における開示については、本基準の目的である比較可能性を高める観点から、米国会計基準やIFRSと同等の開示要求を適用することにベネフィットがあると考ええる。他方で、上場会社の子会社等、財務諸表利用者が少数かつ限定的であると考えられる会社にまで本会計基準の開示要求を適用することには、コストに見合う十分なベネフィットが存在しないものと考ええる。</p> <p>・ 金融商品のレベル分け、更にその調整表等を作成するには、十分な知識、実務の集積が求められ、かつ膨大なコストが発生することが見込まれる。非金融業者や非継続開示会社が作成する財務諸表について、こうしたコストをかけてまで一律開示を要求することは、本会計基準の導入目的に照らしても過剰な要求であると考えられ、その必要性は乏しいものと考ええる。</p> <p>② 米国会計基準との平仄（開示項目の一部削除）</p> <p>・ 開示項目「(6) 企業の評価プロセスの説明」については、今般の米国会計基準の改定において、コスト・ベネフィット分析の結果、記載が削除されており、平仄を合わせ削除すべきと考ええる。</p>

質問	該当箇所	意見・要望
	<p>ら期末残高への調整表（純損益に計上した未実現の評価損益を含む。）</p> <p>(6) 企業の評価プロセスの説明</p> <p>(7) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明</p> <p>(8) レベル1の時価とレベル2の時価との間のすべての振替額及びその振替の理由</p> <p>(9) レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響</p>	
8-2	<p>（期首残高から期末残高への調整表に関する質問）</p> <p>期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p>財務諸表作成者における実務上の負荷を軽減する観点から同意する。ただし、前述の質問8-1に記載したように、非金融業及び非継続開示会社（上場会社の子会社等を含む。）の開示は免除すべきと考える。</p>

質問	該当箇所	意見・要望
9-1	<p>(適用時期に関する質問) 本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p>早期適用に関する提案には同意するが、適用時期に関する提案には同意しない。</p> <p>【同意しない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年4月1日から適用するよりも、「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」(2018年8月30日)を経て、現在改訂が検討されている「金融商品に関する会計基準」の適用時期に合わせるべきと考える。その理由としては、認識と測定を合わせて同時に適用する方が、財務諸表作成者にとって実務上の手数が少なくなり、一定の準備期間を設けることができると考えるため。</li> </ul>
9-2	<p>(経過措置に関する質問) 本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p>提案に同意しない。</p> <p>【同意しない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前述の質問9-1に記載したように、2020年4月1日から適用するよりも、「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」(2018年8月30日)を経て、現在改訂が検討されている「金融商品に関する会計基準」の適用時期に合わせるべきと考えるため。</li> <li>なお、②については、「比較可能性の観点からは遡及適用の方が有用である可能性があるため(時価の算定に関する会計基準(案)案第46項)」とされているが、「当該変更による影響額を分離することができる場合(同会計基準案第20項)」についてどのような場合を想定しているか必ずしも明らかではないことや、そもそも遡及修正するなら悉皆遡及修正することにしないとかえって比較可能性を害する場合もないとは言えないことから、他の国際的な会計基準同様に将来に向かってのみ適用する方が好ましいと考える。</li> </ul>
10	<p>(設例に関する質問) 本公開草案におけるIFRS第13号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。 同意しない場合には、その理由をご記載ください。 また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合</p>	<p>IFRS第13号の設例を基礎とした設例の提案に同意する。ただし、追加設例が必要な場合があるものとする。</p> <p>【その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「時価の算定に関する会計基準(案)」第33項で規定する「グループを単位として算定した時価の調整をグループ内の個々の金融資産及び金融負債の時価に配分する場合」の設例を示していただきたい。</li> </ul>



質問	該当箇所	意見・要望
	性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。	
11	(その他) その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「時価の算定に関する会計基準（案）」第 33 項において、「本会計基準第 7 項の定めは、金融資産と金融負債の貸借対照表における相殺表示（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 140 項）には適用されない。グループを単位として算定した時価の調整をグループ内の個々の金融資産及び金融負債の時価に配分する場合には、状況に応じた合理的な方法を毎期継続して適用する。」と規定されているが、ポートフォリオ純額を評価単位とした時価評価が、相殺表示には適用されないという点について、その意図するところを明確にしていきたい。相殺表示は表示に関する論点ではあるが、測定の論点ではないため、同基準（案）第 33 項の趣旨が必ずしも明確ではないため、確認したい。</li> <li>・取引日損益の取扱いは、今後の金融商品会計基準の見直しの中で議論されるかどうかを確認したい。</li> <li>・CVA（信用評価調整）が個別 OTC デリバティブの時価の一部となる点を明示していただきたい。</li> <li>・「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」第 5 項に記載された倍率法やマトリックス・プライシングについて設例を設けていただきたい。</li> <li>・「時価の算定に関する会計基準（案）」第 34 項及び、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」第 9 項に記載されたビッド・アスク価格の使い分けについて設例など追加的ガイダンスを記載していただきたい。</li> <li>・IFRS 第 13 号又は ASC820 に従った会計処理をしている場合には、今回開発された「時価の算定に関する会計基準（案）」の趣旨にも合致しているため、同規定にも従っているとみなす旨の規定を記載していただきたい。</li> </ul>

以上